

外国人材が安心して働ける「わかやま企業」助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、本県の外国人材が「共に働く仲間として活躍できる」環境の形成を図るため、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取り組み等（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、和歌山県内に事業所を有する事業者であって、この事業所において、外国人材を雇用する予定、又は外国人材を雇用している者とする。

(不交付要件)

第3 第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この補助金を交付しない。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなくなるまでの者（法人にあっては、その役員を含む。）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (4) 規則第4条の規定による補助金の交付の申請の日又は規則第5条の規定による補助金の交付の決定の日において和歌山県税に滞納がある者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者
- (5) 国や県その他公的支援機関等が行う他の補助事業による補助を重複して受ける者
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないとして知事が認める者

(補助対象事業等)

第4 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助限度額は、次の表のとおりとする。

- 2 この補助金の交付額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（初めて外国人材を雇用する予定の補助事業者及び初めて外国人材を雇用した日から1年以内に次の表の取組を実施する補助事業者は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額）以下とし、その交付は同一事業者に対して事業実施年度中に1回に限るものとする。

取組	補助対象経費	補助限度額
企業内の多言語化に関する取組	就業規則、業務マニュアル、社内掲示物等の多言語化に係る翻訳経費（翻訳ツールによる翻訳を除く。）	5万円
外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組	インターンシップ・企業見学等一時受入れに係る経費（企業負担の旅費・滞在費等）	5万円（外国人材の受入れ人数が5人以上の場合は、10万円）
外国人材と地域との交流を図る取組	地域行事への参加に係る経費（企業負担の旅費・参加費等）	5万円（外国人材の参加者数が5人以上の場合は、10万円）
	地域交流イベント開催に係る経費（会場費、材料費、物品借上費等）	5万円（他企業も参加するもので、外国人材の参加者数が5人以上の場合は、10万円）
外国人材の日本語能力の向上につながる取組	日本語学習教材購入費	5万円
	日本語学習会開催に係る経費（講師謝金・交通費、資料準備費、会場費等）	5万円（他企業も参加するもので、外国人材の参加者数が5人以上の場合は、10万円）
その他本事業の趣旨に即した取組		5万円（上記を鑑みて、10万円とする場合あり）

（注1）特定の個人や団体の利益に供する物品購入費や運営のための人件費、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めない。

（注2）参加料の徴収や事業の成果物の販売等事業実施に伴い収入の見込みがある場合は、これらの収入を控除した額を補助対象経費とする。

（交付申請）

第5 規則第4条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 誓約書（別記第2号様式）
- (3) 役員名簿（様式任意）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付条件)

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合（ただし、軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。
- (4) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付申請時にあらかじめ当該相当額を減らして交付申請している場合を除き、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。この場合において、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。

(変更承認申請)

第7 第6の第1号アの規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第3号様式）に変更後の第5の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第6の第1号イの規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第8 補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に変更後の第5の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前条の変更承認申請書の提出を省略することができる。

(実績報告書)

第9 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、次に掲げる書類を添えて、事業完了後30日以内又は補助対象事業の実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容が確認できる書類の写し及び写真
- (2) 補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。